

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令案
- ・ 平成 16 年総務省告示第 99 号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を改正する告示案
- ・ 平成 23 年総務省告示第 87 号（固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件）の一部を改正する告示案
- ・ 平成 25 年総務省告示第 147 号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を改正する告示案
- ・ インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める告示案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

令和 6 年 12 月 17 日（火）に情報通信審議会から非常時における携帯電話サービスの事業者間ローミング等に関する電気通信設備に係る技術的条件が一部答申として示されたことを踏まえ、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）等の一部を改正等するため、意見を募集するものです。

3 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布し又は閲覧に供することとします。

4 意見の提出方法・提出先

（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

（２）または（３）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出下さい。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：roaming_kentoukai_atmark_soumu.go.jp

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 宛て

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としております。送信の際には「@」に変更の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。やむを得ず添付ファイルを送付する場合は、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問合せ下さい。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問合せ下さい。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承下さい。

5 意見提出期限

令和7年1月30日(木)から2月28日(金)まで(必着)

※郵送の場合も同日必着とさせていただきます。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課にて配布し又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承下さい。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承下さい。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承下さい。

連絡先窓口

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

担当： 吉田課長補佐、近藤係長、黒川調査員

電話：03-5253-5862（直通）

電子メールアドレス：roaming_kentoukai_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

送信の際には、「_atmark_」を「@」に変更してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
電気通信技術システム課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正等に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。また、別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式別紙

該当箇所	御意見